

不特定多数の者が利用する建築物(簡易な整備・簡易設備の設置)

対象用途	対象規模
(1) 診療所 (患者の収容施設を有しないもの。) (2) 助産所 (3) 施術所 (4) 薬局 (医療品の販売を併せ行うものを除く。)	用途に供する部分の床面積の合計が 200平方メートル未満の施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
(1) 劇場、観覧場、映画館または演芸場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートル未満の施設
集会場 (冠婚葬祭施設を含み、すべての集会施設の 床面積が200平方メートル以下のもの)	
(1) 展示場 (2) その他これらに類する施設	
(1) ホテルまたは旅館 (2) その他これらに類する施設	
(1) 体育館、水泳場、ボーリング場または遊技場 (2) その他これらに類する施設	
公衆浴場	
料理店	